

大阪市民病院機構最低制限価格設定基準

制 定 平成 26 年 10 月 1 日

最近改正 令和元年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、契約の適正な履行の確保を図るため、大阪市民病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という）が実施する工事請負、工事以外の請負及び業務委託契約に係る入札のうち、必要があると認められる案件について適用する。

(定義)

第 3 条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、契約規程に基づく予定価格及び最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第 4 条 工事請負契約における最低制限価格を設定する場合には、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないときと認められる工事請負契約については、契約ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

第 5 条 工事以外の請負及び業務委託契約についての最低制限価格は次の範囲内で設定する。

- (1) 工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、第4条に準ずる算定方法による。
- (2) 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものについては、予定価格の10分の6.6を乗じて得た額とする。
- (3) 前年度実績、業者見積りにより予定価格を算出するなど、前2号の方法により、最低制限価格を算出しがたいものについては個別対応とする。

(端数処理)

第6条 最低制限価格を算定する際の端数については、最低制限価格が十万円以上の場合には、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合には、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合には、円未満を切り捨てて処理するものとする。

(入札参加業者への周知)

第7条 この基準が適用される入札に際しては、入札公告及び指名通知書において、入札参加業者に対して最低制限価格を設定している旨を通知する。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、理事長が別に定める。

附 則 この基準は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 この改正基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この改正基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の要領は、令和元年10月1日以降に開札を行う案件について適用し、同日前に開札を行った案件については、なお、従前の例による。